

静岡市火災予防条例の一部改正について

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

ちゅう 厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	ドロップイン式 こんろ、キャビ ネット型グリル 付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	注4：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 を示す。を
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4	
		不 燃	開 放 式	ドロップイン式 こんろ、キャビ ネット型グリル 付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	

ちゅう 厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	注4：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 を示す。
-------------------------	------------------	------------------	-------------	--	--------	-----	----------	----	----------	---

		んろ・グリドル 付こんろ					
		据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4
不 燃	開 放 式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14kW以下	80	0	—	0

に、

」

「

		卓上型 こんろ (2口 以上)、 卓上型 グリル 付こん ろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
--	--	---	--------	-----	----------	----	----------

を

」

「

		卓上型 こんろ (2口 以上)・ グリル 付こん ろ・グリ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
--	--	---	--------	-----	----------	----	----------

に、

			ドル付 こんろ				
--	--	--	------------	--	--	--	--

			卓上型 こんろ (2口 以上)、 卓上型 グリル 付こん ろ	14kW以下	80	0	—	0
--	--	--	---	--------	----	---	---	---

			卓上型 こんろ (2口 以上)・ グリル 付こん ろ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0
--	--	--	---	--------	----	---	---	---

電 気 こ ん ろ	電 気	不燃以外	4.8kW 以	100	2	2	2	注8：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離
			下（1口 当たり2 kWを超え 3 kW 以 下）	—	20 注8	—	20 注8	

			4.8kW 以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	（発熱体の外周からの距離）を示す。
			4.8kW 以下（1口当たり1kW以下）	—	15 注8	—	15 注8	
		不燃	4.8kW 以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	
			4.8kW 以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	—	20 注8	—	20 注8	
			4.8kW 以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注9	—	10 注9	
			4.8kW 以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
電 気 レ ン ジ	電 気	不燃以外	4.8kW 以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注9：電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離（発熱体の外周からの距離）を
			4.8kW 以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注8	—	15 注8	
			4.8kW 以下（1口当たり1kW以下）	—	10 注9	—	10 注9	
			4.8kW 以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
			4.8kW 以下（1口当たり1kW以下）	—	10 注8	—	10 注8	
			4.8kW 以下（1口当たり1kW以下）	—	10 注9	—	10 注9	
		不燃	4.8kW 以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	

				下（1口 当たり3 kW以下）	—	0 注8	—	0 注8	示す。
電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器	電 氣	不燃以外	こんろ形態 のもの	4.8kW 以 下（1口 当たり3 kW以下）	100	2	2	2	
				下（1口 当たり3 kW以下）	—	10 注8	—	10 注8	
	不燃	こんろ形態 のもの	4.8kW 以 下（1口 当たり3 kW以下）	80	0	—	0		
			下（1口 当たり3 kW以下）	—	0 注8	—	0 注8		

「

電 氣 調 理 用 機 器	電 氣	不 燃 以 外	電 氣 こ ん ろ 、 電 氣 レ ン ジ 、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 （ こ ん ろ 形 態 の もの に 限 る。 ）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い もの	4.8kW 以 下（1口 当たり2 kWを超え 3 kW 以 下）	100	2	2	2	注8：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 （こんろ 部分が電 磁誘導加 熱式調理 器でない 場合にお ける発熱 体の外周 からの距 離）を示
					下（1口 当たり1 kWを超え 2 kW 以 下）	—	20 注8	—	20 注8	
					4.8kW 以 下（1口 当たり1 kWを超え 2 kW 以 下）	—	10 注9	—	10 注9	
					4.8kW 以 下（1口 当たり1 kW以下）	100	2	2	2	
					下（1口 当たり1 kW以下）	—	15 注8	—	15 注8	
					4.8kW 以 下（1口 当たり1 kW以下）	—	10 注9	—	10 注9	
					4.8kW 以 下（1口 当たり1 kW以下）	—	10 注8 注9	—	10 注8 注9	

」

		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW 以下（1口当たり3.3kW 以下）	100	2	2	2	す。 注9：機器に 本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW 以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW 以下（1口当たり3.3kW 以下）	80	0	—	0	
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW 以下（1口当たり3.3kW 以下）	—	0	—	0	

改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。